

# みんなが住みやすい町へ

## 知っていますか障害者差別解消法



▲届かない位置の物を代わりに取ることも配慮の1つです

障害のある人もない人もお互いを尊重し、誰もが安心して生活できる社会を実現するため、「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。この法律について知り、私たちに何ができるか考えてみませんか。

### 障害者差別解消法とは

この法律では会社や商店などの事業者や市役所などの行政機関が、障害があるという理由だけで、サービスを提供しなかったり、制限したりすることを「不当な差別的取り扱い」としています。

また、事業者や行政機関には、障害のある人から、社会の中で障壁となっていることを取り除くために、何らかの対応を求められた場合、無理のない範囲で必要な配慮を行うこと、いわゆる「合理的配慮」を求めています。

### 私たちにできること

この法律は事業者や行政機関を対象に定められたものですが、障害を理由とする差別をなくすためには個人、つまり私たち1人ひとりが障害や障害のある人への理解を深めることが大切です。

障害の程度や種類、必要な支援は人それぞれ異なります。その人の立場になって自分にできることを考えてみましょう。

### 社会福祉課

☎ 0848・67・6060  
0848・64・2130

### 不当な差別的 取り扱いの例

障害があるという理由だけでサービスの提供の拒否や制限をしてはいけません。



受け付けの対応を拒否する



保護者や介助者が一緒にいないと入店させない



学校の受験や入学を拒否する

## 働きやすい職場づくり



パン・菓子製造業

工場長

宮川 正さん

「障害のある人のために何かできないか」と考え、3年前から障害のある人の雇用に力を入れています。

本人や支援者と意見交換をしながら、休憩時間や休憩スペースを設けるなど、その人が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

仕事内容を分かりやすく説明することを心

掛けたり、今までの仕事の工程を見直したりすることは、他の社員にも良い影響を与えていると感じています。

## 障害について知ってもらいたい



永井 きょうこさん  
はやと 隼斗君



松永 ひとみさん  
りゅうせい 隆誠君

私たちの子どもには知的障害を伴う発達障害があります。音に敏感で大きな音を聞くとパニックになったり、感情を表現するときに大きな声を出したりします。見た目で見分りにくい障害のため、「わがまま」や「怖い」などと誤解されることも多いです。

皆さんには、障害について知ってもらい、これらの行動が起きた際は、本人が落ち着くまでそっと見守ってもらえるとありがたいです。(きょうこさん・ひとみさん)



Voice

## コミュニケーションが大切



電動車いすを使用

社会福祉士

こうせい 末清弘聖さん

障害者差別解消法の施行により、少しずつですが社会の変化を感じています。私は買い物や外食をするとき、車いすで入店できるか事前に調べるようにしているのですが、お店のホームページなどにバリアフリーの情報が増えたと思います。また、職場の同僚の話では、以前は「車いすは入店できない」と断られることもあったそうですが、最近は「バリアフリーではないですが、何かできることはありますか」「お店を事前に見てみませんか」と言われることが増えたそうです。

ただ、障害者差別解消法は、まだまだ浸透していないように思います。特に「合理的配慮」は、何をどの程度、配慮したらよいか分からないとよく聞きます。

私の場合、職場で何かを同僚に頼まなければならないとき、お願いしたいことをはっきり伝え、代わりに自分にできることがないか聞くようにしています。

必要な配慮は人によってさまざまです。合理的配慮と聞いて、「何かしなくてはならない」と難しく考えるのではなく、お互いを気に掛け、コミュニケーションをとることが大切だと思います。

段差がある場合に、スロープなどをを使って補助する



意思を伝えるために絵や写真のカードやタブレット端末を使う



代筆を求められたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を確認しながら代わりに書く



障害のある人から社会の中にある障壁を取り除くために配慮を求められたら、負担になりすぎない範囲で対応しましょう。

合理的配慮の例

出典:「障害者差別解消法リーフレット」(内閣府)を加工して作成

# あなたの周りで起きていませんか？ 障害者虐待

障害のある人に対する虐待は、その人を傷つけ尊厳を著しく侵すものです。また、障害のある人の自立や社会参加のためにも、絶対にあつてはいけません。

虐待を受けている本人は虐待を受けている自覚が無かったり、周囲に被害を訴えることができ

なかつたりする場合もあります。障害のある人に対する虐待を発見した場合や「もしかしたら虐待かも知れない」と思った場合は、市役所に相談・通報してください。

※相談や通報は匿名でも行えます。相談・通報を理由に不利益な

取り扱いを受けることはありません。

相談・通報先 社会福祉課  
0848・67・6167 ☎0848・64・2130

※アクセスは祝日を除く月々金曜日8時30分～17時15分。

## 障害者虐待の例

### 身体的虐待

体を殴る・蹴るなどの暴行を加えること、または正当な理由なく身動きがとれない状態にすること



### 心理的虐待

暴言や拒絶的な態度で、精神的な苦痛を与えること



### 性的虐待

無理やり、または同意と見せかけ、わいせつな行為をすること、させること



### 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金などを使用すること、また賃金を支払わないなど経済的な苦痛を与えること



### 放棄・放任

長時間放置したり、食事や入浴、排泄、洗濯などの世話や介助をほとんどしなかったりすること



## 12月3日(日)～9日(土)は障害者週間

障害のある人もない人もお互いを尊重し、誰もが安心して生活できる社会を実現するため、市内でさまざまな啓発行事を行います。

### ●街頭キャンペーン

とき 3日(日)10時～11時  
ところ イオン三原店、フジグラン三原、マックスバリュ本郷店、ニチエー中之町店

内容 「障害者週間」チラシ、啓発リーフレットや事業所製品などの配布

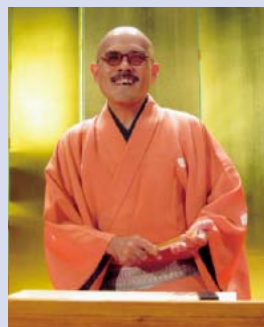
### ●アートで発信！

#### 企画展

とき 15日(金)～17日(日) 10時～16時  
ところ 芸術文化センター

### ●障害者週間講演会

ポポロ ホワイエ  
内容 生まれつき知的障害のある福島尚さんの鉄道絵画の展示



とき 17日(日)13時30分～15時  
ところ 芸術文化センター

ポポロ ホワイエ  
演題 大笑いゼーションでノーマライゼーション  
講師 全盲の落語家 桂福点さん

### ☎社会福祉課

☎0848・67・6060  
☎0848・64・2130